

## 昭和四十二年法律第七十八号

### 漁業協同組合合併促進法

(目的)

この法律は、適正な事業経営を行うことができる漁業協同組合を広範に育成して漁業に関する協同組織の健全な発展に資するため、漁業協同組合の合併の促進に関する基本的な構想及び漁業協同組合の合併の促進に関する基本的な計画について定めるとともに、漁業協同組合の合併についての援助、合併後の漁業協同組合の事業経営の基礎を確立するのに必要な助成等の措置を定めて、漁業協同組合の合併の促進を図ることを目的とする。

(基本構想)

**第一条** 全国の区域を地区とする漁業協同組合連合会であつて、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第八十七条第一項第十一号の事業を行つもの(以下「全国連合会」という。)は、当該全国連合会を直接又は間接に構成する漁業協同組合(同法第十八条第二項の内水面組合を除く。以下「組合」という。)の合併の促進に関する基本的な構想(以下「基本構想」という。)を作成し、これを農林水産大臣に届け出ることができる。

3 基本構想においては、組合の合併の促進に関する基本的な方向及び組合の合併を促進するため講じようとする措置の基本となるべき事項を定めるものとする。

2 国は、全国連合会に対し、基本構想の作成及びその円滑な実施につき必要な助言、指導その他援助を行うよう努めなければならない。

(基本計画)

3 第一条の三 都道府県の区域を超えない区域を地区とする漁業協同組合連合会(全国連合会の会員であるものに限る。)であつて、水産業協同組合法第八十七条第一項第十一号の事業を行つもの(以下「都道府県連合会」という。)は、基本構想に基づき、当該都道府県連合会に関する組合の合併の促進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を作成し、これを都道府県知事に届け出ることがなる。この場合における事項を定めるものとする。

2 一 組合の合併の促進に関する目標

2 二 組合の合併の促進を図るために措置に関する事項

### 三 合併に係る組合が行う事業の強化に関する事項

4 その他必要な事項

3 都道府県は、都道府県連合会に対し、基本計画の作成及びその円滑な実施につき必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

(合併及び事業経営計画の樹立)

2 組合は、合併により、合併後の組合(合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合をいう。以下同じ。)を適正な事業経営を行うことができる組合とするため、共同して、合併及び合併後の組合の事業経営に関する計画(以下「合併及び事業経営計画」という。)をたて、これを都道府県知事に提出して、その計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

(合併及び事業経営計画の内容等)

3 合併及び事業経営計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 合併についての基本方針及び合併契約の基本となるべき事項

二 合併後の組合の事業経営についての基本方針

三 合併後の組合が適正な事業経営を行うことができるようにするため必要な施設の統合整備に関する事項

四 合併後の組合と組合員との間ににおける利用及び協力を強化するための方策

五 合併後の組合に係る合併の日を含む事業年度以後事業年度の事業計画

六 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六条第二項に規定する共同漁業権で同条第五項第一号の第一種共同漁業を内容とするものと有している組合が合併する場合における組合の同意を求める手続(水産業協同組合法第五十条第四号の規定による議決を除く。)

除く。)の半数以上が出席する総会において、その議決権の三分の二以上の多数による議決を経なければならない。

4 前条の規定による合併及び事業経営計画の提出は、昭和四十五年十二月三十一日まで又は漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律(平成五年法律第二十四号。以下「平成五年法律第二十四号」という。)の施行の日から平成二十年三月三十一日までにするものとする。

(合併及び事業経営計画の適否の認定)

2 都道府県知事は、第二条の認定をする場合には、政令で定めるところにより、組合に關し学識経験を有する者の意見をきかなければならぬ。

(助成措置)

1 第四条第二項の規定によりその合併及び事業経営計画につき適当である旨の認定を受けた組合が、その合併及び事業経営計画に従い、昭和四十六年三月三十一日までに合併をした場合において、その合併に係る合併後の組合が、その合併及び事業経営計画に従い、施設の統合整備を図るに当たつて、これに必要な施設を改良し、造成し、又は取得するのに要する経費を都道府県が補助するときにおけるその補助に要する経費

2 都道府県知事は、合併及び事業経営計画に係る事項が次の各号の要件のすべてをみたす場合に限り、その合併及び事業経営計画が適当である旨の認定をするものとする。

一 合併後の組合に係る組合員の営む漁業の状況その他その組合の経営的基礎が、その地域の自然的、経済的、社会的条件に照らし、適正な事業経営を行なうのに十分なものであると認められること。

二 合併後の組合の事業経営に関する計画が、その組合に係る前号の漁業の状況その他の経営条件からみて適當であり、かつ、その計画を確実に達成することができると認められること。

三 共同漁業権の放棄又は変更に係る手続に関する事項の定款への記載

2 例 第四条の二 組合が前条第二項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、合併するために行なう水産業協同組合法第七十条第一項の規定による合併によつて設立する組合の定款の作成及び同法第四十八条第二項の規定による合併後存続する組合の定款の変更については、同法第三十二条第二項中「その時期」とあるのは、「その時期を、漁業協同組合合併促進法第三条第一項第六号に掲げる事項を定めたときはその事項を」とする。

2 例 第六条 漁業法第六条第二項に規定する共同漁業権で同条第五項第一号の第一種共同漁業を内容とするものを有している組合が、第四条第二項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、昭和四十六年三月三十一日まで又は平成五年法律第二十四号の施行の日から平成二十一年三月三十一日までに他の組合と合併した場合において、その合併に係る合併後の組合が当該共同漁業権の存続期間中ににおいて当該共同漁業権に係る漁業権行使規則の規定による合併後存続する組合の定款の変更については、同法第三十二条第二項中「その時期」とあるのは、「その時期を、漁業協同組合合併促進法第三条第一項第六号に掲げる事項を定めたときはその事項を」とする。

2 例 合併後の組合は、前項の規定により第三条第一項第六号に掲げる事項を定款に記載したときは、同号の共同漁業権の存続期間内は、その定期の記載を変更することができない。

2 例 第四条の三 都道府県は、組合に対し、合併及び事業経営計画の樹立及びその円滑な実施につき

必要な助言、指導その他の援助を行なうよう努めなければならない。

2 都道府県は、前項の援助を行なう場合において、関係市町村に対し、必要な協力を求めることができる。

(助成措置)

1 第四条第二項の規定によりその合併及び事業経営計画につき適当である旨の認定を受けた組合が、その合併及び事業経営計画に従い、施設の統合整備を図るに当たつて、これに必要な施設を改良し、造成し、又は取得するのに要する経費を都道府県が補助するときにおけるその補助に要する経費

2 都道府県が組合に対する合併及び事業経営計画の樹立及び実施を行う場合におけるその指導に要する経費

2 例 第六条 漁業法第六条第二項に規定する共同漁業権で同条第五項第一号の第一種共同漁業を内容とするものを有している組合が、第四条第二項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、昭和四十六年三月三十一日まで又は平成五年法律第二十四号の施行の日から平成二十一年三月三十一日までに他の組合と合併した場合において、その合併に係る合併後の組合が当該共同漁業権の存続期間中ににおいて当該共同漁業権に係る漁業権行使規則の規定による合併後存続する組合の定款の変更については、同法第三十二条第二項中「その時期」とあるのは、「その時期を、漁業協同組合合併促進法第三条第一項第六号に掲げる事項を定めたときはその事項を」とする。

2 例 第六条 漁業法第六条第二項に規定する共同漁業権で同条第五項第一号の第一種共同漁業を内容とするものを有している組合が合併する場合における組合の定款の変更又は廃止をしようとするときは、漁業法第八条第七項において準用する同条第三項の規定による三分の二以上の者のうちには、当該変更又は廃止につき同項の規定による同意を求められるべき者で当該共同漁業権を有していた当該組合(当該合併前の組合のうちに当該共同漁業権を共有していた二以上の組合が含まれていた場合にあつては、これらの組合ごと)の当該合併の際ににおける組合員であつたものの三分の二以上が含まれていなければならない。

2 例 第六条 漁業協同組合合併促進法(昭和三十五年法律第六十一号)第十四条第一項の勧告による合

(その組合が同項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い平成十六年三月三十一日までに合併した場合におけるその合併に係る合併後の組合が、同項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、平成二十一年三月三十一日までに更に他の組合と合併した場合にあつては、その合併に係る合併後の組合」とする。  
**(策の実施に当たつての配慮)**  
**第七条** 国及び都道府県は、漁業の振興等を図るために、合併のための施策を講ずるに当たつては、組合の合併が促進されるよう適切な配慮をするものとする。  
**(合併の協議に関する助言及び指導)**  
**第八条** 都道府県知事は、漁業の振興等を図るか、漁業に関する協同組織の健全な発展を図るため特に必要があると認めるときは、組合に対し、合併に関する協議を行うことにつき、必要な助言及び指導をすることができる。  
**(都道府県漁業協同組合合併推進法人の指定)**  
**第九条** 都道府県知事は、組合の合併についての援助及び合併に係る組合の事業経営の基礎を確立するのに必要な助成を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、当該都道府県に一を限つて、都道府県漁業協同組合合併推進法人（以下「推進法人」という。）として指定することができる。  
1 都道府県知事は、前項の指定をしたときは、当該推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。  
2 推進法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。  
3 都道府県知事は、前項の届があつたときは、その旨を公示しなければならない。  
4 都道府県知事は、その旨を公示しなければならない。  
**第十条** 推進法人は、当該都道府県の区域において、次に掲げる業務を行うものとする。  
1 合併に係る組合が第四条第一項の認定に係る合併及び事業経営計画に定められた固定した債権の償却に関する方策に従い実施する措置として譲渡する固定した債権の取得、管理及び回収を行うこと。  
2 合併後の組合が第四条第二項の認定に係る合併及び事業経営計画に定められた固定した

債権の償却に関する方策に従い実施する措置について必要な資金の貸付けを行う金融機関に對し利子補給金を交付すること。

三 前二号の措置の計画的な実施に関する指導を行うこと。

四 合併に係る組合の財務の管理に関する照会及び相談に応ずること。

五 組合の財務の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(事業計画等)

第二十一条 推進法人は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び收支予算を作成し、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 推進法人は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

(監督等)

第二十二条 都道府県知事は、第十一条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進法人に対し、その業務に関し必要な報告をさせることができる。

二 都道府県知事は、推進法人が第十条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ぜることができる。

三 都道府県知事は、推進法人が前項の規定による命令に違反したときは、第九条第一項の指定を取り消すことができる。

四 都道府県知事は、前項の規定により第九条第一項の指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(合併認可の特例)

第十三条 第四条第二項の認定に係る組合は、当該合併及び事業経営計画に定められた固定した債権の償却に関する方策に従い実施しようとする措置が、推進法人に対し固定した債権を譲渡済しようとするものであるとき又は金融機関が推進法人から利子補給金を受けて行う資金の貸付けを受けようとするものであるときは、推進法人の承認を受けなければならない。

二 都道府県知事は、前項に規定する組合が同項の承認を受けていない場合には、水産業協同組

（事務の区分）

第十四条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第二条及び第四条の規定により都道府県が処理することとされている事務（合併する組合のうちに水産業協同組合法第十二条第一項第四号の事業を行う組合が含まれている場合に限る。）

二 第九条、第十一条及び第十二条の規定により都道府県が処理することとされている事務

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

組合は、第二条並びに第三条第一項及び第二項の規定の例により、合併及び事業経営計画を立て、これを漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第三十号）の施行の日から昭和六十年三月三十一日まで及び漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第十五号）。以下「昭和六十三年法律第十五号」という。）の施行の日から昭和六十年三月三十一日までに都道府県知事に提出して、その計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

都道府県知事は、前項の認定をする場合に、第四条の規定（同条第一項の規定に基づく政令の規定を含む。）の例により、これを行なうものとする。

4 漁業法第六条第二項に規定する共同漁業権で同条第五項第一号の第一種共同漁業を内容とするものを有している組合が、前項の規定により適當である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、昭和六十一年三月三十一日まで又は昭和六十三年法律第十五号の施行の日から平成六年三月三十一日までに他の組合と合併した場合において、その合併に係る合併後の組合が当該共同漁業権の存続期間中において当該共同漁業権に係る漁業権行使規則の変更又は廃止をしようとするときは、漁業法第八条第七項において準用する同条第三項の規定による三分の二以上の者のうちには、当該変更又は廃止につき同項の規定による同意を求められるべき者で当該共同漁業権を有していた当該組合（当該合併



(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)に限る。)、第四十条中「自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十一条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二十二条の規定(国等の事務)

この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前ににおいて、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する國、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(不服申立てに関する経過措置)

2 第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれ

の法律に規定するもののほか、この法律の施行前ににおいて、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する國、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(不服申立てに関する経過措置)

2 第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る处分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす

る。(その他の経過措置の政令への委任)

2 第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、で

きる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものにい

ては、地方分権を推進する観点から検討を加

え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 (施行期日) 附則(平成二二年一月二七日法律第二百二十六条)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二百五十三条 (施行期日) 附則(平成一四年六月一九日法律第七五号)抄

第一条 この法律は、平成十五年一月一日から施行する。

第二百五十四条 (施行期日) 附則(平成一五年三月三一日法律第八号)抄

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

第二百五十五条 (施行期日) 附則(平成一五年三月三一日法律第一三号)抄

この法律は、公布の日から施行する。

第二百五十六条 (施行期日) 附則(平成一八年六月一日法律第五〇号)抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

第二百五十七条 (施行期日) 附則(平成二三年六月二十四日法律第七四号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

第二百五十八条 (施行期日) 附則(平成三十一年一二月一四日法律第

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。